

一般社団法人ハンズオン Kochi Startup BASE®
企業会員規約

第一章総則

第一章（適用）

本規約には、本規約のほか、関連して Kochi Startup BASE（以下、本施設）より発する各案内や通知に記載する事項も含むものとします。本規約は、本施設の利用に関し、本施設及び企業会員に適用されるものとします。

第二章入会

第二条（入会手続き）

1. 企業会員への申請を希望する法人又は団体は、本規約に同意の上、所定の方法により申請を行うものとします。
2. 申請の承認の通知をもって、会員となります。
3. 会員の当施設利用開始日は、申請承認日、又は会員が指定した日（申請日から起算して30日以内）とします。
4. 本施設は、不承認とした場合、当該申請者に対し一切責任を負わないものとし、かつ不承認とした理由を説明又は開示する義務を負わないものとします。
5. 会員は、申込情報に変更が生じた場合、本施設が定める方法により、本施設に通知するものとします。

第三章会員及び会費

第三条（会員の種類）

企業会員は、次の2つのタイプの会員種別があり、利用に際しては登録が必要となります。

- (1) 企業会員 A
- (2) 企業会員 B

第四条（会員資格）

企業会員は、入会申込書を本施設が受領し承認した時から効力を生じる。なお入会が認められたものは、別途送付される請求書に基づき、遅滞なく会費を納入してください。

第五条（会員名簿）

会費を納入した者の氏名および住所は、本施設に備え置かれた名簿等に記載するものとします。

第六条（会費）

1. 会費は年会費になります。利用開始時に一括払いでお支払いいただきます。
2. 会員は、利用前々月 27 日払いで、会費を前納でお支払いいただきます。（例 2023 年 3 月利用料金→2023 年 1 月 27 日払い）
3. 会費の支払い方法は、銀行振込、または、クレジット決済にて支払うものとします。支払いに要する振込手数料等の費用は、利用者が負担するものとします。
4. 会員は、当施設の利用の有無に関わらず、本申込期間中は、会費を支払う必要があります。
5. 一旦お支払いいただいた会費は、法令の定め又は本施設が認める特段の理由がない限り返還いたしません。
6. 本施設は、社会経済情勢の変動、維持管理費等の増減、その他の理由により会費が不相当となったと判断したときや消費税率が変更されたときなどは、会員への事前通知の上、会費を改定することができるものとします。

第七条（会費の返還）

納付された会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第八条（会員の権利）

企業会員 A

- (1) 1 口、2 名/社の利用者登録ができ、コワーキング会員と同様のサービスが利用できます。
- (2) 企業会員限定でキャリア形成、事業創造、就活イベント等に関する各種プログラムが受講できます。

企業会員 B

- (1) 1 口、1 名/社の利用者登録ができ、コワーキング会員と同様のサービスが利用できます。
- (2) 企業会員限定でキャリア形成、事業創造、就活イベント等に関する各種プログラムが受講できます。

第十条（会員資格の解除・終了）

1. 当施設は、利用者が以下のいずれかに該当したときは何等の通告又は催告することなく、直ちに当施設利用の契約を終了、解除出来るものとします。
 - (1) 会費等の支払を 2 週間以上遅延した場合。
 - (2) 無断で連絡先所在を転居、移転もしくは、電話番号及びメールアドレスを変更したため当施設から連絡手段がない場合。
 - (3) 当施設利用規約に違反した場合。

- (4) 当施設の全部または一部の運営が終了した場合
 - (5) 当施設の信用を失墜した場合
 - (6) 当施設又建物内の設備ないし備品を汚損、破損又は滅失させた場合。
 - (7) 当施設へ提出する情報、届出に虚偽があることが判明した場合。
 - (8) 利用者が、振出、引受ないし保証した手形、小切手について1回でも不渡りがあった場合。
 - (9) 利用者が、第三者から仮差押え、差押え、仮処分、強制執行等を受けた場合。
 - (10) 利用者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合。
 - (11) 利用者の信用が著しく失墜したと当施設が認めた場合。
 - (12) 利用者が、監督官庁より営業停止又は免許もしくは登録の取り消し処分を受けた場合。
 - (13) 利用者が、法人において解散の決議をした場合。
 - (14) 利用者が、成年被後見人、被保佐人の認定を受けた場合。
 - (15) 利用者が、禁固刑以上の刑事罰を受けた場合。
 - (16) 利用者が、その他当施設との契約の各事項に違反した場合。
2. 上記における施設利用の終了、解除があり、当施設に損害が発生した場合は、利用者は当施設に対し、当施設が定める損害賠償金額を支払うものとします。
 3. 当施設の解除権行使の如何が、損害賠償請求を妨げることはありませんので、ご注意ください。利用者は、いかなる事由又は名目を問わず、利用者は当施設に対し、立退料、移転料、造作買取請求、有益費用、必要費用償還請求等の一切の請求をすることはできません。

第十一条（退会）

会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、その旨本施設に届け出なければなりません。会員が本施設の施設利用規約に定める禁止行為や迷惑行為を行い注意後も改善が見られなかった場合、会員を退会させることができるものとします。

第四章 雑則

第十二条（非会員）

本規約は、この法人が行う事業への会員でない者の参加を妨げない。

第十三条（規約の改正）

1. 当施設は、必要と認めたときは、本規約その他の規則等（以下「本規約等」という）の変更を行うことができるものとします。
2. 当施設が本規約等を変更するときは、当施設ウェブサイト等にて変更内容を告知しま

す。

3. 本規約等を変更した場合の効力は、変更内容と共に記載する実施日より生じるものとし、利用者に適用されることとします。

Kochi Startup BASE®

<附則>

2023年4月1日 初版制定

料金表(別表)

会員種別	年会費 (税抜)	年会費 (税込)
企業会員 A	¥240,000	¥264,000
企業会員 B	¥120,000	¥132,000